

(農林水産省水産庁管理調整課)

項 目 名	東日本大震災の被災者が建造又は取得した漁船の契約書に係る印紙税の非課税措置の廃止		
税 目（条文番号）	印紙税（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 51 条）		
見 直 し の 内 容	（１）現行制度の概要 東日本大震災の被災者が東日本大震災により滅失又は損壊したため取り壊した漁船に代わるものとして建造又は取得する場合に作成する譲渡に関する契約書又は請負に関する契約書について印紙税を非課税とする。 （制度経緯） ・平成 23 年度 創設 （２）要望の内容 特例措置の適用期限（令和 9 年 3 月 31 日）の到来をもって、本特例措置を廃止する。		
		平年度の増収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	東日本大震災から 15 年あまりが経過し漁船の買い替えが進み、近年の適用実績が僅少である。今後も被災した償却資産の代替となる漁船を取得するケースはほとんど見込まれないことから、本特例措置を廃止する。		